一七　郊外電鐵乘入れに依る報償金を市電退職者の失業手當基金への振當要求に關する件
一八　組合運動犧牲者奪還に關する件
一九　ファッショ粉碎鬪爭に關する件
二〇　自主的勞働組合法獲得に關する件
二一　帝國主義戰爭絶對反對に關する件

第一號議案

### 諸手當本給繰入れ要求に關する件

説明者　本部　平田榮吉

**理由**　現行賃銀給與規定は資本主義の最も巧妙なる搾取と欺瞞である我等は勞働力を賣りて是に對して生活を保證するに相當する賃銀を要求する事が原則なり然るに電氣局は勞働に對する報酬を幾種類に分ちて、本給、精勤手當、勤務手當等々の美名の下に如何にも恩惠的に與へるが如き態を見せて温情主義を以て我等を欺瞞し了せんとするものにして我等の健康の如何を顧みず勞働加重を強要するものなり、我等は斯かる欺瞞と搾取機構は斷乎として排撃するものなり。我等は一切の手當を本給に繰入れる事を絶對的に要求するものなり

**實行方法**　新役員に一任して目的の貫徹を期す

第二號議案

### 昇給制度實施要求に關する件

説明者　春日野支部　林寛兵

**理由**　昇給制度は局の内規として現存するも現在に於ては有名無實にして實施され居らず、我々勞働者が勞働の熟練に伴ひ賃銀の向上を要求するは當然なり。

然も本問題は一昨年の大爭議の要求條件として獲得なし居るものなり、然るに電氣局は我等が血の鬪ひを以て獲得なしたる既得權をも無視して昇給率の低下、昇給期の延期、無昇給等を敢て成しつゝある

然も其の昇給制度たるや内規也と稱して公表せず、暗黑の内に之を蹂躙なしつゝある

我等は現在内規として我等を僞瞞する昇給規定を公表すると共に之が即時實施する事を要求するものなり。

**實行方法**　新役員に一任して目的の貫徹を期す

第三號議案

### 共濟組合管理權獲得に關する件

説明者　車輛支部　大亦市之助

**理由**　我等勞働者に對して退職金疾病手當、公傷手當、死亡手當、弔祭料等を支給する事は資本家である市當局が當然全額負擔すべき義務を有するのである。

然るに市當局は傭人の日給の百分の六に相當する金額を交附して共濟組合の美名に隱れて我等を僞瞞し當然なる義務の遂行を逃避して居るのだ

共濟組合の組織たるや吏員と傭人を以て構成し吏員には市當局に於て別に退職金其他諸種の手當制度を設けあるが故に吏員に對しては交附金を出して居ない。そして我等の汗であり膏血である給料の百分の二の天引と前述の交附金を以て基金となし共濟組合の諸事業を遂行してゐるのだ。吏員も亦給料の百分の三を基金として掛けては居るが之こそ欺瞞の根本政策なのだ。この吏員の掛金に對して複利計算に依る一割二分の高利を附して退職金として取戻して居るのだ、故に吏員が共濟組合から受取る、特務手當、除隊給附、弔祭料其他一切の給附金は我等に對する交附金及天引の給料百分の二の内から強奪して居るもの也と斷ずるのである。

しかも彼等理事者は何の權限も無き共濟組合に對して絶對的搾取を行ふ爲めに管理權は彼等の手の内に握り評議員數の倍半數以下を我等より選出せしめ、彼等の好都合に自由自在に搾取を續けつゝある、此の結果として必然的に共濟組合財政の上に破綻を來し我等の唯一の希望退職金の給附さへも危惧されつゝある。我等の財産であり、我等に對する給與金を我等自身が管理する事は當然の事である。故に共濟組合規定を徹底的に改革なし管理權を我等が獲得なし共に市よりの交附金の增額を要求するものなり。

**實行方法**　組合選出評議員をして徹底的に鬪爭をなさしめ之が目的の貫徹を期す

第四號議案

### 豫算削減及馘首絶對反對に關する件

説明者　本部　妹尾雄三

**理由**　名を公共事業の紛飾的美名に藉り其の本質は金融資本家の搾取の基礎條件の下に昭和八年度豫算は今や編成されつゝある。

從つて市電當局が所謂赤字に惱む今日如何に厖大なる利潤が金融資本家に獨占され搾取されて居るかと云ふ事を先づ我等は究明し、而して赤字に藉口せる人件費削減に對し、斷乎として反對せねばならない。

市電當局の云ふ赤字とは、資本主義經濟組織のもたらす無政府的自由投資に依る現代都市交通産業の無統制から來る極度の亂脈に原因するものにして其の責任は斷じて我々勞働者の負擔すべきものに非ず昭和八年度人件費削減豫算編成を前に、金融資本家大財閥の搾取、所謂市債利子モラトリアム斷行の鬪爭を通じて昭和八年度人件費削減豫算の陰謀を粉碎せねばならぬ、斯かる資本主義經濟組織の一切の矛盾から來る所謂赤字をして其の責任を我等從業員に轉嫁せんとする處の市電當局の陰謀に對し斷乎反對するものなり

**實行方法**　對電氣局及對市豫算委員會に向ひて我組合の全精力を傾倒し徹底的鬪爭をなし之が目的の貫徹を期す

第五號議案

### 同一勞働に同一賃銀支拂要求に關する件

説明者　布引支部　川副光雄

**理由**　現行補助車掌制度、市バス婦人車掌制度及婦人出札掛制度は、同一勞働に從事しながらも青少年亦は婦人と云ふ名の下に賃銀に於て、手當に於て厖大なる差額を附して居る之明かに資本主義の巧妙なる搾取機構であつて我等は斷乎として反對するものなり。性の區別を問はず、歳の老若を問はず同一勞働に從事する者に對しては同一賃銀を支給する事が當然なり、依つて我等は現行補助車掌制度、バス婦人車掌制度及び婦人出札掛制度を根本より改革なして同一勞働に對して同一賃銀を支拂ふ事を要求する者なり。

**實行方法**　新役員一任

第六號議案

### 電氣營業課傭人待遇改善要求に關する件

説明者　電氣支部　西村全孝

**理由**　我等は電氣營業課傭人の待遇に關して左の件を要求するものなり

一、工具支給、ペンチ、ナイフ掛小型テント支給
二、被服改善、雨具支給
三、皆勤賞制度の制定
　一年皆勤者に休暇三日支給
四、宿直人員の増加
　電氣課保守宿直五人に増加
五、時間外の増加支給
六、給仕の待遇改善
　被服の給與、時間外の支給
七、事故に依る辨償無條件當局全額負擔
八、賄料の改正
　宿直賄料、居殘賄料
九、褒賞休暇給與制の改正

**實行方法**　新役員一任

第七號議案

### 一週四十二時間勞働制確立要求に關する件

説明者　本部　西田武

**理由**　我々交通勞働者は、特に多くの傳染性疾病を保持する都會民の輸送する任務を持つ市電從業員は、任務の特質上、呼吸器病、神經衰弱、脚氣、胃腸病に襲はれて倒れる者多し、之明かに過重なる勞働を負擔するが故なり

我等は自身の健康を保持し、亦勞働者としての地位人格の向上を謀る爲めには、讀書、體育、休養に充つる相當なる時間を必要とするものなり

我等が、反動なり、資本家の手先なりと斷じて絶對的に排撃する處の國際勞働會議に於てすらも一週四十八時間勞働制は決議されて居る。

然るに市電當局は我々に一日九時間半に渉る苛酷なる勞働を強要し而も其の結果過勞より來る處の事故に對する一切の責任を我々に負擔せしめてゐる。

我等は斯る不合理は徹底的に粉碎なし一日七時間勞働週休制度の實施を要求するものなり

**實行方法**　新役員に一任して之が目的の貫徹を期す

第八號議案

### 兵役服務中休職制確立要求の件

説明者　長田支部　金山宇一

**理由**　我等勞働階級は、兵役は國民の義務なりとして帝國主義戰爭の犧牲を負擔せしめられてゐる

其の準備教育の爲め、亦帝國主義の大デモンストレーションのマネキンとして二ケ年の兵役服務を強要し其の爲めには我等の生活手段を強奪なし二ケ年は我等を搾れる丈搾りたる後に不況と失業の相交錯する街頭にほり出して居るのが現在の徴兵制度だ、

今日、我々勞働階級を欺瞞する爲には職業保證令と云ふが如きインチキ法令を選りて、支配階級が如何にも我等勞働者の生活を保證せるかの如く見せ掛け居るも我等は斯かる子供だまし的欺瞞政策には絶對反對するものにして、兵役服務中は休職制度となし定期昇給、年功加算をなし退役後は即時復職せしむる處の規定の制定を要求するものなり

**實行方法**　新役員に一任なし之が目的の徹底的貫徹を期す

第九號議案

### 局内暗黑裁判構成變更と公開要求に關する件

説明者　春日野支部　遊佐三七

**理由**　資本主義國家の階級裁判に於てさへも之が公開され、例へそれが僞瞞政策の一つであるにもせよ陪審制度さへも實施され居る今日、高が一電氣局内の賞罰委員會が公開されず電氣局理事者共が現實を無視したる机上の空論と理事者へ媚を賣りて自己の榮達を計らうとする賣婦的監督が書きたる出鱈目なる報告書とのみ基礎として我等を嚴罰處分に附せんとする事は横暴も其の極に達せる者なりと我等は斷ずるものなり

而も電氣局服務規定には賞罰委員會へは被懲罰者は出席なして抗辯なし得る事を明確に規定してゐながらも、電氣局開設以來未だ一回たり共之が實行されたる事無く暗々の内に我等に對する懲罰は決定されて居る現狀なり。

我等は斯くの如き獨裁的局内暗黑裁判には絶對反對するものにして其の公開を要求すると共に、傭人のみに依つて構成さる、自治的賞罰委員會の設立を要求するものなり

**實行方法**　新役員に一任なして之が目的の貫徹を期す

第十號議案

### 結核病患者公傷取扱要求に關する件

明説者　長田支部　長谷川森雄

**理由**　我々市電從業員は最も嚴格なる身體檢査を經て、無病・絶對健康體なりと保證されて電氣局に採用されたる者である

然るに、勞働過重、食事時間睡眠時間の不一定不足、衞生設備の不完全、休養時間の皆無等が原因となりて、結核病に侵される者多きなり

然るに暴虐無道なる市當局は僅の診察期間を與へるのみにて、職務を忠實に遂行し其の職業の爲めに結核病となれる者に對して目腐れ金を與へて失業者過剰の街頭にほり出して之を虐殺せんとして居る

職業に起因して病に侵されし者に對して之を公傷として取扱ひ當人及其の家族の生活を雇主が保證する事は之當然の義務なり。

我等は職業的疾病結核病患者を公傷としての取扱ひをなす事を絶對的に要求するものなり

**實行方法**　新役員一任之が目的の貫徹を期す

第十一號議案

### スピードアップに依る勞働強化絶對反對に關する件

説明者　布引支部　中西長四郎

**理由**　スピードアップは時代の進化に伴ひ避くべからざるものにして我等は文化の進展に對し